別記様式第二十五号の十一記載要領10の次に次のように加える。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

別記様式第二十五号の十一記載要領18中「ほ装工事業（ほ）」を「舗装工事業（舗）」に改め、同様式別紙一記載要領４中「ほ装工事」を「舗装工事」に改め、同様式別紙二記載要領６中「ほ装工事業」を「舗装工事業」に改める。

別記様式第二十五号の十二中「ほ装」を「舗装」に改める。

別表(一)中

6 A	〃	（附則第四条該当）	1 年

を

6 A	〃	（附則第四条該当）	1 年
40	基礎ぐい工事		

に改める。

別表(四)中

06A	〃	（附則第四条該当）	1 年

を

06A	〃	（附則第四条該当）	1 年
040	基礎ぐい工事		

に改める。

別表(五)中「ほ装工事業」を「舗装工事業」に改める。

附　則

（施行期日）

この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。ただし、第七条の三、第七条の四、第七条の六及び第七条の八の改正規定は、平成二十八年六月一日から施行する。